

事務所運営委員会規則

(名称)

第1条 本委員会は、事務所運営委員会と称する。

(目的)

第2条 本委員会は、会員へのサービス向上をはかるために必要な事務所の効率化とその管理に努めることを目的とする。

(位置)

第3条 本委員会は、定款施行細則第11条第1項に基づき常置委員会として設けられる。

(構成)

第4条 本委員会は、理事を委員長とし、次期理事、直前理事のほか関係するYMCA主事1名を含む数名の委員で構成する。

(任期)

第5条 委員の任期は1年とする。ただし、連続して4期までの再任は妨げない。
2. 期途中で選任される委員の任期は、選任当該年度末までとする。

(任務)

第6条 事務所長は委員長から任命され管理責任者となる。ただし、必要に応じて委員長は事務所長を兼務することができる。
2. 本委員会は、区事務所がたずさわる業務範囲の決定、職員との情報交換、什器備品の管理、事務所運営に関する予算案の作成、必要な場合は職員人事などについて協議する。
3. 事務職員が働きやすい環境整備に努める。
4. その他、事務所運営に関する一切の事項について協議する。

(委員会の開催)

第7条 委員長は、第2条の目的を達成するため、年度内に2回以上の委員会を開催する。
2. 委員会には、必要な場合職員を列席させることができる。

(付則)

第8条 この規則に定めのない事項は本委員会で協議され、理事の承認を得るものとする。
2. この規則は、区役員会の承認を経ることにより改正することができる。

2003年6月14日	制定	2004年4月4日	改正	2005年11月28日	改正
2003年7月1日	施行	2004年4月5日	施行	2005年11月28日	施行